個別の人権課題に係る課題と方向性検討資料

現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
の雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高く、また、家事や育児・介護などのケアワークの負担は女性に大きく偏るなど、諸外国と比べても様々な面で男女共同参画が未だ不十分ある。コロナ禍で、女性の経済的立場の弱さやDVの増加など、女性に関する様々な問題が表面化しているのは、	護等の役割分担の偏りや、性暴力、DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の暴力の背景に潜む、根強い固定的な性別役割分担意識、性差別の意識の解消	教育・啓発の推進 ・伊丹市男女共同参画センター「ここいろ」を中心とした、市民への啓発と、市民の主体的な学習・市民活動の促進 ・学校教育、家庭教育における個人の尊重とジェンダー平等に関する教育等、子どもへの早期からの教育と、保護者への啓発の更なる推進
も、不十分な現状である。 ・本市では、市配偶者暴力相談支援センターを中	える女性の、経済的・社会的自立と、能力発揮のための支援の充実 ・性差別の意識の解消に向けた更なる啓発・教育の推進や、早期発見と的確で迅速な人権擁護の体制強化 ・性暴力、DVその他の暴力の加害者・被害者についての性別による固定観念の解消と、性別にかかわらない適切な支援の実施強化	・性暴力、DVやハラスメント等の根絶のため、あらゆる年代の市民に対する、被害者・加害者に係る固定観念の払拭も含めた、暴力防止と男女共同参画に関する啓発・教育の強化推進

■子ども

<u>■子ども</u>		
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
・子どもの人権とは、誰もが子どもを権利を行使する主体と認め、子どもの意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利を保障すべきものである。しかしながら、いじめや児童虐待をはじめ、子どもの貧困など、子どもの人権が侵害されるさまざまな問題が生じている。	・子どもを権利を行使する主体とした認識が社会 全体で不十分であるため、子どもの権利について の理解促進、社会全体で子どもの権利を守る取 組が必要	・子どもの権利を大切にする教育や啓発の推進 子どもや教職員に子どもの権利条約の趣旨や理解を図る教育の推進 保護者をはじめ、市民に対して子どもの権利ついての正しい知識の啓発の推進
・いじめは、文部科学省の調査結果によると、令和元(2019)年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめ認知件数は約60万件を超えており、過去最多である。いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を、嫌なことが言われる」が最も多いが、中・高等学校では、特に「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にある。いじめが原因	・いじめの根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の希薄があるため、人権意識を高める人権教育が、引き続き必要	・いじめ防止の推進 いじめを自分の事として捉え、いじめが重大な人権侵害であると正しく認識できる教育の推進 互いの異なる点を個性として尊重する人権意識の醸成を図る 啓発の推進
で、不登校や自殺に至るケースもある。 伊丹市においても、令和元(2019)年度のいじめの認知件数は、過去最多であり、認知件数及びいじめの態様についても、国と同様の傾向にある。 ・児童虐待は、育児不安や産後うつなどの保護者である親の要因や、子どもが病気や障がいを抱えているなどの子の要因、経済的困窮や不安定な夫婦関係、周りに相談相手や支えてくれる人がいな	・児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応することが必要	・児童虐待防止の推進 保育士や教職員など日常的に子どもに関わる職員その他の 関係職員が虐待の早期発見や発生時に迅速・的確に対応できるよう、資質を向上する教育・啓発の推進 虐待防止への市民の関心を喚起し、地域全体で子どもを見守り、相談につながる人権擁護の推進
帰関係、同りに相談相子や文えている人がいるいなどその家庭を取り巻く要因、さまざまな要因が重なった時に引き起こされるものである。厚生労働省の調査結果によると、令和2(2020)年度の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、約20万件を超えており、過去最多となっている。伊丹市においては、虐待通告件数は、令和元(2019)年度までは増加傾向にあったが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症による学校園の休校が続いたため、教育機関からの通告件数は、	・さまざまな困難を抱える子どもたちに対する、市民の理解の促進が、引き続き必要 ・教育の機会の確保や支援施策の充実が、引き続き必要	・困難を抱える子どもへの市民理解の促進と支援の拡充 困難を抱える子どもに対する正しい認識と理解を深めるため の啓発の推進 困難を抱える子どもへの教育の機会の確保や、支援施策の 更なる推進

【減少したが、ストレス等を抱えた保護者からの家庭 ┃・子どもの困難の原因となる家庭の問題を抱える 児童相談室への相談件数は増加している。

いじめや不登校、障がいや病気など、さまざまな 困難を抱える子どもたちをはじめ、近年では、子ど もの貧困やヤングケアラー等に関する問題も生じて いる。困難を抱える子どもの問題は、衣食の問題だ けでなく、教育を受けることもできないなど、学習機 会が平等でない教育の格差問題も起こっている。こ のような問題を抱える子どもたちの存在に対する、 市民の理解は十分とは言えない。

子育て家庭への支援の充実

・困難を抱える子育て家庭への相談等支援の強化

子育てにおいて困難や悩みを抱える保護者が、相談・支援に つながることができる相談窓口の周知や、複合的な困難にも対 応できる、関係機関と連携した支援の強化

■高齢者

■同即行 		
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
・日本の65歳以上の高齢者人口は、過去最多。総人口に占める割合は、過去最高。世界水準で見ても、日本の高齢者人口の割合は世界で最も高い。本市においても高齢化は進んでおり、今後、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者が更に増加することが推測される。	して生活していくことができるよう高齢者の尊厳などが地域住民にも理解される教育・啓発、及び支援体制が、引き続き必要	地域住民が高齢者と交流し、高齢者の知識や経験から学ぶなど、高齢者の人権を尊重する意識向上につながる教育・啓発の推進 介護サービスに関する問題や、高齢者や介護者が抱えるさまざまな悩みや困りごとに対応できるよう、相談体制の充実
・近年では、介護者による身体的・心理的虐待や介護放棄など高齢者に対する人権侵害が社会問題となっている。・地域におけるつながりの希薄化による高齢者の社会的孤立や生活不安といった問題も顕在化している。	引き続き、相談体制や虐待防止の取組を総合的に展開していくことが必要 ・寝たきりや認知症などの高齢者が、個人の尊厳が尊重されながら安心した生活ができる地域づく	・高齢者の権利擁護の推進 高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者等 に対する研修の実施など、虐待防止の推進 認知症高齢者をはじめとする判断能力が低下している高齢者 が地域で自立した生活を送れるよう、本人の意思を尊重しなが ら、必要な支援を実施するなど、個人の尊厳が保たれた人権擁 護の推進 成年後見制度の利用の促進などの、高齢者の権利擁護の推 進
	・世代を超えて地域住民がつながり支え合い、高齢者等を含むすべての人がお互いに理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」を促進していくことが必要	世代を超えて地域住民がつながり支え合う「心のバリアフ

■障がい者

現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
・ノーマライゼーションの考え方の浸透に伴い、障がいのある人に対する理解と認識は深まってきているが、障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在している。 ・平成28(2016)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行後、本市においても、同法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきたが、依然として、障がいのある人に対する誤解や偏見は解消されていない。	・障がいのある人の権利を保障する取組の推進が 引き続き必要	・障がい者への差別・偏見の解消、虐待防止など権利擁護の推進 障害者差別解消法の趣旨である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供など、市民の理解を深めるための啓発の促進 障がいのある人に対する虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実、成年後見制度の利用促進などの権利擁護の推進 ・ノーマライゼーションの考え方の更なる普及と教育・啓発の拡充 障がいのある人が自らの選択と決定により参加することができる活動の機会の充実 障がいのある人と地域住民等との交流や、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進など社会のあらゆる場面での心のバリアフリーの推進

■同和問題

■问们问起		
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
・同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造による問題であり、わが国固有の重大な人権問題である。・全国的には、結婚問題をはじめとして、同和地区出身者に対する差別的な発言や差別的な落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が見られる。	びより多くの参加が得られる周知、誘導の工夫が 必要	・同和問題の解決に向けた教育・啓発の推進 現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」の周知を図るとともに、市民が同和問題に対する正しい認識を持つとともに、それが自らの態度や行動に現れるよう、さらなる人権教育・啓発の推進また、市民が参加しやすい研修会など学習機会の確保と工夫により、市民理解の広がりの促進
(部落差別解消推進法)が施行された。本市においては、それまでも、市民と連携した取組を実施してきた。同法施行後は、法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきたが、依然とし		・職員の人権意識・知識の向上 人権教育・啓発を担う教職員や市職員などの人権意識や知 識を向上のための研修の充実 ・インターネットによる差別事象の早期解決と再発防止の推進 インターネット上での差別表現の掲載は、法務局をはじめ関
ない。		係機関と連携して問題の早期解決と再発防止に取り組むなど のインターネットモニタリング体制の充実

■外国人

■外国人			
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性	
校、地域社会、職場など日常生活のさまざまな場面で外国人と接する機会が増えている。 ・本市では、令和2(2020)年3月現在、約3,200人、50カ国以上の外国人が居住し、多国籍化が進んでいる。一方、本市の歴史的経緯から、その半数	・すべての人が同じ人間として人権や人格を尊重し合い、異なる文化や考え方を認め合いながら、多様性が活かされ、対等な関係で地域社会やまちづくりに参加するため、多文化共生意識の醸成、異文化理解の促進が必要 ・歴史的経緯を有する外国人に対する、今なお残る偏見・差別の解消に向けた継続的な取組	・多文化共生意識の醸成、偏見・差別の解消の推進 市民一人ひとりが多文化共生に対する認識を深め、異なる文化、価値観等を理解し、国籍や民族等の異なる人の人権を尊重する意識を高めるため、様々な方法による、本市の歴史的背景も踏まえた、啓発の更なる推進 関係機関と連携した、ヘイトスピーチ解消に関する周知啓発の継続的な推進	
	・外国人が安全で安心して生活できる相談支援、 行政サービスの提供等、きめ細かな生活支援	・外国人に対する生活支援の充実 生活に必要な日本語の学習機会の提供、通訳機器の配置等 による外国人が相談しやすい体制の充実、やさしい日本語や 多言語等によるわかりやすい情報提供等、外国人が誰一人と して取り残されず安心して生活できる支援の充実	
トスピーチ解消法)」の施行後も、全国的には、街頭でのヘイトスピーチ等は完全にはなくなっておらず、インターネットでは、特定の民族や国籍の人々に対する差別的な書き込みが見られる。	・言葉、習慣等の違いによる差別・偏見を生まないための異文化理解の更なる促進 ・子どもの頃からの異文化への理解や、様々な国籍、民族等の人々への理解と尊重の意識を養う多文化共生教育の更なる推進 ・日本語の理解が不十分な外国人児童・生徒に対するきめ細かな支援の充実	・異文化理解の向上、多文化共生教育の推進 外国人と日本人が、それぞれの文化を理解し、その文化や自他のアイデンティティを尊重し、その違いを活かし合って、共に暮らせる、活力あるまちづくりのための、異なる国や民族文化、生活習慣等の理解の促進 児童生徒に対し、異文化への関心を高め、国際的な視野を育成する、多文化共生の教育の推進	
	・外国人が孤立しないための、市民や地域とのつながりの促進	・地域社会との交流の促進 外国人の地域社会での孤立を防ぎ、国籍、民族等の異なる 市民同士の相互理解を進めるため、外国人と地域社会がつな がることができる交流の機会づくり	

■インターネットによる人権侵害

■インターネットによる人権侵害			
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性	
悪用したプライバシーの侵害、誹謗・中傷や、差別	ゆる場を通じた教育・啓発を推進することが必要	・人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進 名誉やプライバシーについて正しく理解し、法律を守ることは もちろん、市民一人ひとりがルールやマナーを守り、人権を侵 害する情報をインターネット上に掲載することのないよう、関係 機関と連携した啓発の推進	
・また、SNSに起因する子ども同士のいじめのほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれる事件も発生している。・インターネットの悪用が、さまざまな人権課題を深刻化・複雑化させている。	巻き込まれることがないよう、継続的な取組が引き 続き必要	・情報モラルに関する教育の充実 児童生徒が、情報の取得・利用・発信を適切に行うことができるよう、情報モラル教育の充実と保護者への啓発の推進ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、地域の関係機関団体等、地域社会が連携を図り、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合に、迅速かつ的確な対処や相談につながる人権擁護の推進	
・法務省統計では、令和2(2020)年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の受理・処理件数は、1,850件を記録しており、10年前の737件に比べ、約2.5倍増加している。 ・本市では、インターネットモニタリング事業を実施しており、本市に関する人権侵害にあたる書込みについては削除要請を行っている。(令和2(2020)年度は5件削除要請し、4件削除)	・インターネットの人権侵害に当たる書き込みに対 する、より的確な対応の推進	・権利擁護の推進 ホームページ等により、インターネット上の人権侵害問題に関する相談窓口等の情報をわかりやすく発信するほか、人権侵害に当たる書き込みについては、法務局との更なる情報共有・連携強化による削除要請など着実な対応の実施	

■性的指向・性自認を理由とする人権侵害

・性自認と生物学的な性が一致しない性別違和を 有する人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノ リティの人たちは、「性別が男女の二つだけで異性 愛が当たり前である」とする社会の中で、性の多様 性に関する周囲の理解が十分とは言えないため、 偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱 いを受けることがある。

現状

- ・性的マイノリティの人たちは、自らの性的指向(好 きになる性)や性自認を明らかにすることにより受け ることが予想される嘲笑や侮蔑、本人の了解なく第 三者に暴露される行為(アウティング)といった周囲 の無理解による悩み、不安など、さまざまな苦痛や 困難を抱えて生活している。
- ・本市においては、令和2(2020)年5月から「伊丹 市同性パートナーシップ宣誓制度」を実施してお り、5組が宣誓している(令和3〈2021〉年10月末日・当事者だけでなくその家族や、当事者の周りの 現在)。

また、令和3(2021)年4月には、阪神7市1町に よる「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協 定」を締結し、制度利用者の転出入の際の宣誓手 続きの負担軽減など阪神間の市町と連携してい る。

・性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受 けることなく、誰もが自分らしく生きることができる 社会の実現に向け、性の多様性について多くの 人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が

課題

- ・思春期においては性的マイノリティに関する正し い知識を得られる機会が少ないため、自己の性自 の何気ない言葉や態度により心身への負担が過 大となることがある。このため、児童生徒や教職員 の性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、 |児童生徒等が相談しやすい環境を整えることやそ||めに必要な支援や相談体制の充実 の心情等に配慮した対応が必要
- 人たちである地域住民や事業者などが、適切な 相談場所につながることが必要

・性の多様性に関する理解の促進

地域社会や職場における、性的マイノリティや性の多様性に 対する正しい理解が深まるよう、さまざまな手法を活用した人権 教育・啓発に努めるとともに、企業や支援団体等と連携し、当 事者が暮らしやすい環境づくりに向けた取組の促進

教育・啓発・擁護の方向性

・教育現場における取組の推進

性的マイノリティについて教職員が正しく理解し、配慮が必要 | 認や性的指向に悩んだり、家族や友人、教師など | な児童生徒に対し適切に対応・支援できるよう、研修の充実 児童生徒が性の多様性を認め、固定的な考え方や偏見にと らわれない態度や他者を思いやる気持ちを育てる人権教育を 推進するとともに、当該児童生徒が安心して学校生活を送るた

人権擁護の推進

当事者やその家族、その他当事者の周りの人たちの悩みな ど、適切な相談場所につながる人権擁護の推進

性の多様性に関する広域連携の推進

性の多様性やパートナーシップ宣誓制度に関する住民理解の 更なる広がりのため、引き続き広域連携の推進

■感染症に関する人権侵害

■窓架延に関する人権使告		
現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
・令和元(2019)年12月以降、新型コロナウイルス 感染症が短期間で全世界に広がった。 この未知の感染症は社会不安を増大させ、誤った 情報の流布なども加わり、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々、また学校や関係施設等においても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという事態が生じた。 ・かつてHIV(ヒト免疫不全ウイルス)やハンセン病などの感染症でも、病気に対する正しい知識が不十分なことにり、誤解や偏見、人権侵害が見られたが、現在では極端な差別的対応は減少している。 ・本市では、新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施している。HIVやハンセン病についても、関係機関と連携しながら、感染症や感染症への対応に関する正しい情報を周知している。	引き続き、正しい知識の普及啓発と、将来の同種の人権問題を未然に防止し、及び適切に対応するための、効果的な啓発・教育、行政の対応のあり方	・感染者・回復者等の偏見・差別解消のための教育・啓発の推進 趣。 感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従者者などに対する偏見や差別意識を解消するとともに、さまざまな手法を活用し、感染症や感染症への対応に関する正しい情報を周知することができる教育・啓発の推進 HIV、ハンセン病、新型コロナ感染症など、社会的不安を生じさせた感染症による人権侵害の再発防止のため、次世代に伝達する啓発の推進

■その他さまざまな人権課題

現状	課題	教育・啓発・擁護の方向性
このほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、 犯罪被害者等、ホームレスの人々など、様々な人 権に係る課題がある。また、社会情勢の変化など、 様々な要因が関係し、新たな人権課題の発現も予 見される。	・市民への様々な人権課題の存在に関する継続的な周知啓発	・市民理解の促進等 様々な人権課題に対する正しい知識と理解を深めるための 啓発の推進 犯罪被害者等、ホームレスに対する支援の継続的実施
	・新たに生じる人権課題に対する、基礎自治体としての基本的な役割の検討	・新たな人権課題への対応 新たな人権課題の状況に応じて、適切に対応し、あらゆる機会を通じて、市民の偏見・差別の解消や人権意識の高揚を図る施策の推進